

## 利用者登録から契約までの流れ

利用者

市空き家対策室

媒介事業者

**利用者 → 空き家対策室**

**【利用者登録申請】**

オンラインまたは利用者登録申請書（書面）にて  
利用者登録申請を行ってください

**利用者 ← 空き家対策室**

**【利用者登録完了通知書の発行】**

申請後、要件を満たすことが確認できましたら  
「登録完了通知書」を発行します  
通知書の発行まで 2～3 日程度かかります

**利用者 → 空き家対策室**

**【内覧申込み】**

希望物件を空き家対策室へご連絡ください  
tel : 0595-22-9676

**空き家対策室 → 担当媒介事業者**

**【内覧希望者の情報共有】**

**利用者 ← 担当媒介事業者**

**【日程調整】**

担当の媒介事業者から利用者へご連絡いたします

**利用者 ⇔ 担当媒介事業者**

**【現地内覧・交渉・契約】**

内覧は担当媒介事業者がご案内いたします  
物件の交渉をご希望の場合は担当媒介事業者へお伝えください